

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

社会福祉法人 せせらぎ会 行動計画

当法人で職員がその能力を発揮し、働きやすい雇用環境の整備を行うため、両立支援制度を充実させるとともに、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1

女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性の育児休業取得率も40%以上となるようにする。

取り組み内容

令和7年4月1日～事案が発生すれば継続して実施

女性職員には産休前に育児休業制度の説明をおこない、産休中のフォローならびに育休取得、手続きを促す。

男性職員についても子供誕生時の手続きの前後にて、28日利用できる産後パパ育休を含め、育児休業制度の説明をおこなう。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

採用した労働者に占める女性労働者の割合

正職員 66.7%

正職員以外 60.0%

(令和7年3月10日現在)

掲載日 令和7年 3月31日